

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 23 年 10 月 30 日現在

機関番号：31604
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2008 年度～2010 年度
 課題番号：20530528
 研究課題名（和文） 知的障害者の支援評価システムに関する国際比較研究
 研究課題名（英文） A Comparative study on the support system
 for person with intellectual disability

研究代表者
 渡辺 勸持 (WATANABE KANJI)
 東日本国際大学・福祉環境学部・教授
 研究者番号：00090423

研究成果の概要（和文）：

障害者の支援評価システムをサービス支給決定プロセスを中心に諸外国との比較によって検討した。支給決定には、障害を誰が認定するか、支援サービスの必要性を誰が決定するか、という問題が中心になる。日本の障害者自立支援法では、個人の障害に焦点をあてた障害程度区分が障害者の社会参加のニーズに応えるものでないことが批判された。障害程度区分の際に用いられた個人の障害に対する客観的尺度に拘泥せずに、スウェーデン、英国あるいは西オーストラリア州の事例にみられるように、障害者を中心としたシステムでは、障害者の地域社会におけるニーズ、願望を聴き、それを地域社会の資源や人々につなげることが必要であり、そのためにはわが国では長期的視野に立って信頼されるソーシャルワーカー、コーディネーター等を育成することの重要性が論じられた。

研究成果の概要（英文）：

This study discussed the support system for persons with intellectual disability through an international perspective, focusing the process in which services are afforded. The main theme of the process is who evaluates the need and who determines the service for the person with disability. "Classification of disability levels" of "the Services and Supports for Persons with Disabilities Act" in Japan could not afford the appropriate social service for persons with disability. It is needed to adopt the system in which the person as a social worker or a coordinator hears the voice of persons of disability and connect the voice to the community to actualize the need or hope while helping the person with disability side by side in the daily activities in the community.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	1,140,000	420,000	1,820,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,040,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：知的障害者福祉、支援評価システム、国際比較、地域生活、本人主体

1. 研究開始当初の背景

(1) 障害に関する世界的動向とサービス

支給決定プロセス

「サービス支給決定プロセス」の研究の目的は、障害のある人々の生活がよくなるためには、どのようにサービスを支給することがよいか、ということである。サービス支給決定プロセスの研究開始の背景を3点から述べる。

1) 発展途上国の村で行われている方法

発展途上国のCBRプログラムでは、障害のある人にどのようなサービスを提供するときに、村の人が集まり、村の地図を書きながら、一軒、一軒、この家には障害のある人がいるか、どうか、話し合う。「いる」と結論が出た場合には、どういう支援がよいか、を話し合う。このプロセスには、障害があるか、どのようなサービスが必要か、あるいは提供できるかを村の住民が決めるという、サービス支給決定の原点ともいえるべき特徴がみられる。

2) 個人の障害についての客観的指標によるサービス支給

特定の身体機能の欠損が、同じ欠損をもつ全ての人の生活に同じようなサービスの支給が必要なわけではないが、障害が治療の対象として考えられた時代には、障害の種類や程度を明らかにした障害の客観的指標を作り、その指標に対応してサービスを支給した。車いすの貸与を対象のように、その人の生活全体のごく一部の問題を対象とし、社会参加や就労に対する生活領域全体への支援が軽視されるという結果を生じた。

3) 障害者の人権を尊重する新しい見方

障害のある人々が地域社会の中で、一人の市民として、一人の個人として、自分の生き方、生活の仕方を選択し、決定したいと発言を始めた。その動きに対応して、障害に対する支援をその人の生活全体に広げて考える方向性が強まり、この見方は、国連の障害者の権利宣言から障害者権利条約に至るまで、世界中に拡がり、これから進むべき方向、理念として掲げられている。

しかしながら、日本における障害者自立支援法は、上記2)に述べた個人の障害に焦点を当てた客観的手法を採用し、その結果、障害者団体から批判を受け、最終的には変更することが決定した。新しい障害の見方における支給決定プロセスのあり方が希求されている。

2. 研究の目的

研究目的は、障害者自立支援法の障害程度区分判定の問題をとりあげつつ、地域社会で生活する知的障害者に対する適切な「支援評価システム」のあり方を、多くの人々が地域で生活しているスウェーデン・英国・アメリ

カ・オーストラリア等で調査を行い、望ましい支給決定のプロセスを明らかにすることである。

3. 研究の方法

発展途上国、先進国でのサービス支給決定プロセスについて諸外国の現状、制度、法律等について諸資料による研究を行い、関係者の意見等についての聞き取り調査を実施し、それらの結果について国際比較を行い、我が国のあるべき姿を明らかにする。

4. 研究成果

最初に年度ごとの活動、成果を述べ、まとめとして、諸外国の現状と比較した我が国の今後のあり方について述べる。

2008(平成20)年度：(1)アメリカ知的障害・発達障害学会(AAIDD)のSupport Intensity Scale(以下SISと略記)ホームページのOnlineにより、SISが13カ国に翻訳され、その使用状況は概ねAAIDDのこれまでの研究と近い結果が出ていることがわかった。シアトル市での知的障害者親の会における聞き取り実態調査では、ソーシャルワーカーとの連携、苦情処理に関する対応の問題点が明らかになった。(2)元AAIDD会長であり、SISの作成に中心的に活躍したシャーロック教授の招へいについて、日本版SIS版の作成を進めている日本知的障害者福祉協会から依頼され、日本知的障害者福祉協会政策委員会との会議および全国関係者への講演についてコーディネーターとして関わりSISの現状、日本版を作成するときの諸問題等について資料を得ることができた。(3)昭島市の社会福祉協議会副会長兼調査分析担当の立場にある研究分担者・島田が、同市の協力を得て「障害福祉に関するアンケート調査(2007)」のデータベースを再分析し、支援内容、支援費用の決定方法、支援内容、支援費用の妥当性の観点からまとめた。(4)インドにおける調査では、今後の発展途上国によるCBRを中心とした支援のあり方を明らかにするための基礎資料を収集すると共に、2009年度の調査に関する打ち合わせを現地で行った。

2009(平成21)年度：(1)スウェーデンにおける支援評価を行う査定員の意見として基礎的な生活ニーズに比較し、社会的ニーズの査定により困難が伴うことなどの問題を明らかにした。(2)英国で2003年に施行されたケアサービスへの公正なアクセス(FAIR ACCESS TO CARE SERVICES)の改定について、原案についての問題、とりわけ軽度知的障害者へのFACSの実施について、Mencapや公的意見聴取(2009年)でその必要性についての意見が多いにもかかわらず、保健省は依然として予防的な措置を講ずることで対応するなどの問題を明らかにした。(3)インドNIMH(国立知的障害研究所)の協力を得てインドで良く用いられている支援評価プログ

ラム Functional Assessment Checklist の検討を行った。尺度は、Personal、Social、Academic、Occupational の4側面について評価される。将来の就労を見越し早期段階から生活技能の評価を行う利点はあるが、スタッフトレーニング、および社会参加の視点を含めた QOL の観点で不足している等の問題があることを明らかにした。

2010 (平成 22) 年度：(1)アジアで唯一、SIS を翻訳、実施している台湾における関係者の聞き取り調査によって、実施は先進的な地域生活支援を行っている福祉団体によって行われており、かなりの成果をあげているものの、国全体の実施については理念、制度の違いにより困難である等が明らかにされた。(2)西オーストラリア州における支給決定プロセスについてインターネット、メール等で調査し、コーディネーターの本人を中心とした支援が、地域社会への資源開発に貢献していること等が明らかになった。(3)昨年度実施のインド調査の補足として現地研究協力者である Manuel Thota 氏に依頼し、アンドラ州、ヴィシヤカパトナム近郊の障害児者施設を対象に、SIS のサンプリング調査を実施した。(4)韓国の MIRAL School 教頭の金容漢氏のコーディネートで、同校及び同法人の職業訓練校、Korea National institute of Special Education、Daniel Social Welfare Institute 等を訪問、視察し、資料収集を行うと共に、SIS のサンプリング調査を実施した。

研究全体のまとめ：諸外国との比較研究の結果、我が国の今後のサービス支給決定は、いかにあるべきか。

(1) 支給決定の手続きで本人の意見をどう反映するか

英国、スウェーデン、オーストラリアでは、本人の意見を聞いて、それを決定に反映するという配慮が進んでいる。

身体障害の場合には、自分の生活でどのような支援を必要とするかという評価を自分で行い、パーソナル・アシスタントを自分で選択、決定、雇用し、あるいは、他のサービスについても現金を受給し(ダイレクトペイメント)自分で生活のプランニングをすることが行われている。支援については、ソーシャルワーカーがよりも同じ障害を持つピアサポートの形で行われることがより望ましいという意見もある。

この手続きの根底の理念、「自分の人生を自分で決めたい」ということは、知的障害・精神障害の人々も同じである。しかし、知的障害のように、自分の望ましい生き方を考え、他人に伝えるということが不得手な人の場合は、聞き取りをする側の人やチーム、聞き取りを受ける側の人やチームについて、家族や友達、関係者が現金需給に関する手続きを

代行するシステムが必要である。

支給決定プロセスの段階別に、比較検討を行う。

① 申請後の聞き取りおよび評価の段階

A. 誰が、聴き取るか。誰が、答えるか。

本人が望むような生活に近づき、その人の生活を少しでも良い方向に向けていこうとすると、支給決定プロセスの中で、この聞き取りの段階がもっとも重要となる。

スウェーデンや英国、オーストラリアでは、この段階で十分に聞き取ることを重視する。それがうまくできれば、後は優先順位を決定するだけである。日本では、ここでの聞き取りを「市町村職員の調査項目の聞き取り+第二次審査会」の二段構えで行うという特異性が見られる。

スウェーデン、英国、オーストラリアで、聞き取りを行う人(ソーシャルワーカー等)は、その地域で障害のある人の相談を行っている専門家である。申請者の置かれている社会の中での生活状況は日常支援の中で理解しており、本人を取り巻く家族、友人・知人、地域社会の人々の輪、様々な社会資源、福祉の制度もよく知っている。このことは、社会参加の支援を重視する場合は、大変重要になる。

一方、聞き取りを受ける人は、スウェーデン、英国、オーストラリアでは、障害のある人と信頼関係がある家族や地域社会での友人、生活や仕事の支援を行っている職員や施設長、学校の教師などと一緒に聞き取ることが多い。

聞き取る人が、地域社会の中で専門家として支援していれば、障害のある人からも、その人の生活を見ている周囲の人々からも情報は聞き取りやすい。「ほんとうに相手のニーズを聞き取れるか」「コミュニケーションの障害があるときに、どのように聞くか」という面接の基本的な条件は、聞き取る人と聞き取られる人が通常的生活の中ですでに知り合っており、お互いに信頼していることによってかなり満たされる。

聞き取りをする人と聞き取られる人が、信頼して、情報を交換できるようになるためには次のような条件が重要となる。

一つ目は、「小さいエリア」である。

スウェーデンは、福祉サービス対象エリア(コミュン)の人口が、数万と非常に小さい。その地域でソーシャルワーカーが長く活動をすれば、障害のある人や家族の状況、その地域で利用できる公的なサービス、あるいは公的ではないが人々が自然に行っている活動などがわかってくる。それによって、障害のある人が望んでいるサービスの聞き取りがしやすくなる。日本でも、1996年(平成8年)にコーディネーター事業が進められた。人口15万人に対して精神、知的、身体各障

害の3人のコーディネーターを配置した。その事業が現在も持続し、展開していればこれに近い状況が得られたと思われる。

二つめは、「専門チーム」である。

英国のは福祉サービス対象エリア内に、知的障害や精神障害のサービスチームを作って対応している。多少、福祉サービス対象エリアの大きさが、大きくても、障害別にチームを構成することによって、コミュニケーションしにくい人々に対しても、よりよい聞き取り、評価ができる。

三つめは、「信頼できる、地域社会につなげられる専門家」である。

西オーストラリア州は、地域社会の中で活動をするコーディネーターを配置した。コーディネーターは、地方自治体に所属するが、専門家にありがちな権威主義を極力避け、普通の人々として障害のある人のニーズに沿って活動できる役割を強調している。対人関係中心のソーシャルワークとともに、地域社会の活動、地域社会の育成を中心としたソーシャルワーカーを育てることも、障害のある人の幅の広い生活領域に対応した支援の支給評価につながると思われる。

B. 聞き取りのための聞き取り書類のフォーム

日本では、この聴き取りのフォームが重視されている。

スウェーデン、英国のように、福祉サービス対象エリアが小さく、人口が少ないところで、ソーシャルワーカーが長く障害者の支援を行っている地域では、聞き取りのための書式や項目は大枠を提示するにとどめ、細部の内容についてはソーシャルワーカーの専門的な実力に任せている。小さなエリアで長くソーシャルワーカーが勤務すれば、サービス支給決定の法制度内の位置づけ、必要不可欠な情報、今後のサービス提供の問題などについての理解は十分にわかってくる。住民や関係者も、そのソーシャルワーカーによる専門的な評価の妥当性、信頼性について、長期間の間に「見えてくる」のであろう。

逆に、支給決定に必要な情報を網羅した細かな書類のフォームを作成し、その記入を障害のある人や関係者、コーディネーターと一緒に記入する方法をとっているところが西オーストラリア州である。書類作成の間に、聞き取りが家族や関係者で行われ、書類作成には時間がかかるが、その後の評価会議が不要となる。

地域社会でソーシャルワーカー等の仕事をしている人が、聞き取る利点は、そこで得る情報が、障害のある人を支援するときの必要な情報として記録され、地域社会の情報として蓄積されていくことである。聞き取り自体が支援の一環となっている。

申請者のサービスに対するニーズは、家族メンバーの構成、学校や就職などの社会的活動、死亡などによって変わってくる。ソーシャルワーカー等がふだんの支援の一環として聞く場合には、これらの変化に対応した情報を得ることができる。

② 申請者の評価（聞き取り）を終えて、支給費を決定する段階

日本の支給決定は、「市町村福祉部職員＋第二次審査会」というプロセスを経てまとめられた障害程度区分を支給配分の基礎算定資料として市町村が行う。

スウェーデン、英国では、地方自治体の専門家が聴き取り、専門家のグループが優先順位を決定する。その間に、不明な点があれば、それをさらに聞き取り、完成に近づける。

これは、単純なようであるが、これを行うには専門性のあるソーシャルワーカー等の職員がある程度の期間、地方自治体に配置され、その人々の専門性が地域住民や行政機関の中で認知されていることが必要である。それに伴って、地方自治体の中での福祉財源、あるいはソーシャルワーカーを中心とした福祉部の権限が独立していることなどが必要条件になる。

オーストラリアでは、障害のある本人、家族、権利擁護団体、サービス提供団体関係者の4名に州の障害サービス局1名を加えた「優先順位決定委員会（Independent Priority Assessment Panel：IPAS）」で決定する。なぜ、スウェーデン、英国のような福祉部関係者で決定しないのかは、不明であるが、独立した決定機関を設けることで当事者参加と透明性を維持しているように見える。

いずれにしても、スウェーデン、英国、オーストラリアと比較すると、日本では、福祉におけるソーシャルワーカー等の専門性と権限の欠如している。

(3) 日本のこれからの方向 ～信頼されるソーシャルワーカーの育成と配置～

これまで本人中心の施策に取り組んできたスウェーデン、英国、オーストラリアを中心に、障害のある人がよりよい生活を作るための支援を必要とするとき、その人が自分で望む生き方をどのように伝え、そのサービスが実現するように支援者がどのように受けとめ、実現していくか、その最初の出発点となる支給決定プロセスは、どのように行われているか、ということを見てきた。

A. 本人の願い→「信頼されるソーシャルワーカー」→新しいサービスの創成→障害のある人々が受け入れられる地域社会へ

スウェーデン、英国、オーストラリアの国々のニーズの聞き取りや評価の段階、サービスを支給するときの決定の段階を見ると、

一つの重要なポイントが見える。

それは、スウェーデン等では障害のある人の願いが、一人の信頼できるソーシャルワーカーに伝わり、ソーシャルワーカーはその実現のために地域社会のサービスを使い、時には現在はない新しいサービスの仕組みを考え、願いを実現しようとする。それは、地域社会を活性化し、障害のある人々が受け入れられやすい社会を作ることにつながっていることである。

日本では、市町村職員の聞き取り→第二次審査会→市町村行政というプロセスを使っている。市町村職員は聞き取りをして書類に書く。その書類が5人の審査委員に回され補足する。そして決定機関の市町村行政部署に回る。ここには、その願いを聞き、実現もっていく人がいない。Aさんの願いは、調査項目に分類され、数量化され、Aさんを知らない人がその書類を頼りに話し合う。Aさんの最初の願い、希望は徐々に変容し、弱まり、消えていく。

B. 信頼されるソーシャルワーカーはどのようにして生まれるか

障害のある人から信頼され、その人の願いや希望をよく聞き、よく理解し、そのニーズを、現在ある公的なサービスやその地域社会にいる人々のネットワークや社会資源につなげて障害のある人の願いを実現していく人が、障害のある人の横にいるといたないとでは大違いなのである。

これは、障害のある人からすると、自分をわかってくれる人、自分のことを気にかけてくれる人、自分の味方がいる、ということだろう。

このような「信頼されるソーシャルワーカー」の育成は、ソーシャルワーカー自身の専門性に対する矜持と修練に関連しているのではないかと思う。ミネソタ州のソーシャルワーカー協会では、ソーシャルワーカーの規範の中に、行政と利用者の板挟みになった場合には利用者を擁護することという項目がある。本研究の西オーストラリア州のように、利用者を対象とした広汎な聞き取り調査を行い、コーディネーターが本当に信頼されているかどうかを見ている国もある。

このような信頼のある専門家として、英国ではソーシャルワーカーが中心になり、スウェーデンではソーシャルワーカーや理学療法士などが、オーストラリアではコーディネーターがその役割を担ってきた。

日本ではどうだろうか。

日本でも、本人主体の理念は、よく言われるし、広まっている。

しかし、障害のある人の身近で、その人の声をよく聞き、その願いを実現するために地域社会で活動する、という役割の人を育てて

こなかった。

自治体にソーシャルワーカーが配置されて活動している英国やスウェーデンの話をする、すばらしい、という答えが帰ってくる。「しかし、日本ではソーシャルワーカーはいないから、同じようにはできない」という意見がその後で来ることが多い。今、日本にはないから、無理だね、で終わってしまう。そうして、本人のニーズを聴き取る手段としてのケアマネジメントやコーディネーターが必要になると、その都度、その場しのぎのように、短期の研修を実施して間に合わせる。今回のサービス支給決定のプロセスの中での最初のニーズを聞き取りに行く人に対しても、項目の説明を中心として半日程度の認定員研修が行われた。

本人中心という言葉は掲げるが、中心にいるのは、自治体の職員と一時的に招集された委員会が作成する書類である。

サービスの支給決定プロセスについて、「本人を中心として」、「本人の声を聞いて」、「本人がどのように暮らしたいかを聞いて」という本人主体の方向を言うのであれば、スウェーデン、英国のように、直接障害のある人々の支援をしながら、聞き取りを行い、決定を行い、障害のある人々が自分たちの声を出せるような支援を行うソーシャルワーカーを福祉エリアの中で育てなければならない。その人を通じて本人の願いが地域社会の人々の中に浸透していく。

このようなシステムを作るには年数がかかるだろう。しかし、長期的なものにし、目指すべき方向をきちんと確認し、それに至る設計図を描き、少しずつ目標に近づく努力を続けることが必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計11件)

渡辺勳持: AAIDD 元会長ロバート・ジャーロック氏特別講演報告, 知的障害福祉研究さぼ一と, 無, 56(2) (通号 625), 2009, 52-55

渡辺勳持: 今, あらためて用語解説: ナチュラルサポート, 知的障害福祉研究さぼ一と, 無, 55(8) (通号 619), 2008, 54

Akiko YAKUSHIJI, Kanji WATANABE: Facilitating Factors and Interfering Factors of "the Person Centered Support - A Study of the Care Staff at Group Home for Persons with Intellectual Disabilities-. Japanese Journal of Social Services, October No.5, 2009, 147-157

島田博祐: 障害受容・障害告知に関する発達障害児者及び親の意識について-保護者・発達障害を持つ当事者へのアンケート調査を

通じて-, 明星大学大学院人文学研究科年報
無, Vol. 8, 2010

島田博祐・榎本拓哉: MSP(明星大サポートプログラム)による発達障害児の対人的コミュニケーション支援に関する研究, 2009年度第4回ことばと教育研究助成事業研究成果報告書(代表:杉本明子), 無, 2010

渡辺勸持: 障害に関する世界的動向とサービス支給決定プロセス, 支給決定プロセスに関する海外の実態に関する調査研究報告書(障害者総合福祉推進事業), 無, 平成22年度厚生労働省, 2010, 3-5

渡辺勸持: 5か国の障害者に対する支給決定のプロセス 1. 5か国の選択理由, 支給決定プロセスに関する海外の実態に関する調査研究報告書(障害者総合福祉推進事業), 無, 平成22年度厚生労働省, 2010, 17-18

渡辺勸持: 5か国の障害者に対する支給決定のプロセス 2. (5) オーストラリア連邦, 支給決定プロセスに関する海外の実態に関する調査研究報告書(障害者総合福祉推進事業), 無, 平成22年度厚生労働省, 2010, 53-74

渡辺勸持: 5か国および日本の支給決定のプロセスの比較, 支給決定プロセスに関する海外の実態に関する調査研究報告書(障害者総合福祉推進事業), 無, 平成22年度厚生労働省, 2010, 75-84

島田博祐: 障害受容・障害告知に関する発達障害児者及び親の意識について—保護者・発達障害を持つ当事者へのアンケート調査を通じて—, 明星大学大学院人文学研究科年報 明星大学大学院人文学研究科, 無, 8巻、2010, 89-100

島田博祐, 榎本拓哉: 発達障害児のための明星大学サポートプログラム(MSP)に関する実践報告, 明星大学大学院人文学研究科年報 明星大学教育学部研究紀要, 有, 1巻、2011, 196-205

[学会発表] (計9件)

島田博祐, 工藤洗一邦: 障害受容・障害告知に関する親・家族の意識に関する予備調査, 第46回日本特殊教育学会, 2008/09/, 米子コンベンションセンター

島田博祐(指定討論者), 企画: 小貫悟: 自主シンポ8: 大学における発達障害学生支援プログラムの展開—明星大学 START プロジェクトの試み, 第17回日本LD学会, 2008/11, 広島大学

高橋亮, 島田博祐: QOL study of persons with Intellectual disabilities and their families Comparative study of different culture Background including religions, Gerontology international Synthesis conference 2009. 2009/03, インド・アンドラ大学

Kanji WATANABE: On the support of persons with severely intellectual disabilities, International Conference of the Indian Academy of Applied Psychology-IAAP-2010. 2010/2, Andhra University, India

島田博祐・工藤洗一邦: 障害受容・障害告知に係わる当事者意識に関する予備調査, 第47回日本特殊教育学会, 2009/09/20, 宇都宮大学

梅永雄二・島田博祐, 他: 大会準備委員会ラウンドテーブル a 「発達障害者の就労支援」指定討論者, 日本LD学会第18回大会. 2009/10/10, 東京学芸大学

島田博祐・工藤洗一邦: 障害受容・障害告知に関する発達障がい当事者・保護者間の意識の比較について, 日本LD学会第18回大会, 2009/10/11, 東京学芸大学

島田博祐, 榎本拓哉: 大学における発達障がい児の放課後支援(MSP)の試み—協調運動、注意力、対人関係の向上を目指して—, 日本特殊教育学会第48回大会, 2010/9, 長崎大学

島田博祐, 榎本拓哉: 大学の地域貢献としての発達障がい児への放課後支援—MSP(明星大サポートプログラム)の試み, 日本LD学会第19回大会, 2010/10, 愛知県立大学

[図書] (計4件)

島田博祐, 梶原直樹, 徳田克己編著, 文化書房博文社, 入門心理学—わかりやすく学ぶ基礎・応用, 2008, 223

渡辺勸持: 玩具福祉学会, 玩具福祉の理論と実践, 2010, 104

島田博祐, オープンカレッジ東京運営委員会編: 知的障害者の生涯発達支援—いっしょに学びともに生きる, 2010,

梅永雄二, 島田博祐編著: 北樹出版, 障害児者の教育と生涯発達支援・改訂版, 2011, 255

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺 勸持 (WATANABE KANJI)

東日本国際大学・福祉環境学部・教授

研究者番号: 00090423

(2) 研究分担者

島田 博祐 (SHIMADA HIROSUKE)

明星大学・人文学部・准教授

研究者番号: 40280812

(3) 連携研究者

なし